使用済自動車の 引渡し・引取りの注意事項

使用済自動車に他車の不要部品や生活ごみ等の廃棄物を 混入させて引渡す、またはそれを引取る行為は、廃棄物の処 理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に違反する場合が あるため、適正に対処するよう注意が必要です。



最終所有者 引取業者 フロン類回収業者 使用済自動車

他車の部品生活

生活ごみ

引取業者(最終所有者から引取) 紹仁業者

解体業者(前工程事業者から引取)

廃棄物を混入させて処理を委託した場合は、廃棄物処理法における委託基準違反(※)に該当する場合があります。

※委託基準違反, 受託禁止違反には, 廃棄物処理法第25条(罰則)「5年以下 の懲役若しくは1,000万円以下の罰金, またはこれの併科」が適用されます。 廃棄物を処理するには、廃棄物処理法に基づく処理業の許可が必要です。

また、産業廃棄物が混入した使用済自動車を引き取った場合は廃棄物処理法における受託禁止違反(※)に該当する場合があります。

引取業者や解体業者は、使用済自動車に異物が混入している等の正当な理由がある場合は引取りを拒否することができます。 (使用済自動車の再資源化等に関する法律 第9条,第15条)

く正当な理由>

- ① 使用済自動車のリサイクル料金が預託されていない場合
- ② 天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合
- ③ 使用済自動車に異物が混入している場合
- ④ 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合
- ⑤ 使用済自動車の引取りの条件が通常の取引の条件と著しく異なるものである場合
- ⑥使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合